

①分 野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	②意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会
③項 目	入札資格関連書類の電子化		
④意見・要望等の内容	入札資格審査の内容を政府として、地方自治体を通じて標準化するとともに、電子署名・認証制度等を利用し、関連手続きを随時オンライン化で行えるようにすべきである。 (入札参加資格申請業務の効率化・迅速化が可能になる。)		
⑤関係法令	会計法、予算決算及び会計令、建設業法	⑥共管	
⑦制度の概要	(入札参加資格審査申請手続) 国土交通省の公共工事を受注するにふさわしい、優良建設業者選定を行う為の一環として、資格審査を実施している。2年間に1度の定期受付と随時受付がある。		
⑧計画等における記載			
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☒ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期:)		
(説明) 国土交通省では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(各省庁・関係公団等が会員で公共工事に関する契約制度の円滑な運用を図る組織。以下、「中央公契連」という。)の事務局を務めている。中央公契連では、今年9月14日に工事・コンサルタント等資格審査申請書類統一様式の申し合わせを実施している。これについても、地方公共工事契約制度運用連絡協議会(国の地方出先機関・関係公団・県・市等が会員で公共工事に関する契約制度の円滑な運用を図る組織。)から都道府県公共工事契約制度運用連絡協議会(各地方の都道府県が会員で公共工事に関する契約制度の円滑な運用を図る組織。)への参考送付を通じ、地方公共団体への中央公契連統一様式の周知を図り勧奨しているところである。 また、現在、国土交通省においては、平成13・14年度一般競争(指名競争)資格審査を実施している。旧建設省においては、平成11・12年度定期受付より、インターネットによる一元的な受付を実施しているが、今回の国土交通省のインターネット一元受付では、対象機関を大幅に拡大し、実施しているところである。 なお、随時受付においては、恒常的に資格審査用巨大サーバ等システムを設置、システム運用員を常駐させることは、費用対効果が薄く、過剰な負担となるため、現在のところ、インターネット一元受付の実施予定はない。			
⑩担当局課室名	大臣官房地方課(連絡先: 03-5253-8208)、技術調査課、会計課		

①分 野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	②意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会
③項 目	公共工事における総合評価方式、設計・施工一括発注方式の一層の活用		
④意見・要望等の内容	コストのみに着目した入札競争により、企業の総合的な技術力が評価されていない。公共工事は、設計・施工分離発注が主であり、施工性や維持補修を考えた合理的・効率的な計画が出来ない。(建設省直轄工事で、設計・施工一括発注方式は平成9年と10年で3件、総合評価方式は平成11年度に2件が試行されただけである。)		
⑤関係法令	会計法、予算決算及び会計令(総合評価方式)	⑥共管	財務省(総合評価方式)
⑦制度の概要	(総合評価方式) 公共工事では、会計法に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とすることが原則。契約の性質・目的 からこれによりがたい場合は、本規定に係わらず、価格及びその他の条件が国 にとって最も有利なものを契約の相手方とすることができる。ただし、この場合、各省各庁の長より大蔵大臣への協議が必要。 (設計施工一括発注方式) 公共工事においては、原則として設計業務等の受託者及び当該受託者と関係を有する企業を当該工事の入札に参加させ又は当該工事を請け負わせてはならないこととなっている。		
⑧計画等における記載	規制緩和推進3か年計画2-(5) (a)総合評価方式の導入 総合評価方式の導入にあたっては、円滑な導入に必要な措置を講ずるとともに、総合評価の方法や結果の公表等手続きの透明性を確保する。 (m)設計・施工一括発注方式の導入 設計・施工分離発注の例外として、事業の性格等を考慮しながら設計施工一括発注方式の導入の検討を行い、結論を得る。		
⑨状 況	■措置済(総合評価)・措置予定(設計施工一括) □検討中 □措置困難 □その他 (措置予定：平成13年3月)		
(説明) ○<u>総合評価方式</u> 従来は、総合評価落札方式を採用する場合、個別工事ごとに各省各庁の長より大蔵大臣への協議が必要であったが、同方式の円滑な導入を図るための措置として、平成11年3月27日に包括協議を整えた。また、国土交通省及び公共工事实施省庁において、適用範囲と運用上の基本的事項をとりまとめたガイドラインを策定・通知して積極的な採用のための環境整備を図っている。 国土交通省では、平成12年10月、12月にガイドラインに基づき3件の工事発注の公告を行っており、今後、手続きの透明性を確保しながら、具体の工事で総合評価方式の積極的採用を図る。 ○<u>設計・施工一括発注方式</u> 設計・施工を一括して契約すると、設計に対するチェック機能が働きにくく、発注者の利害と必ずしも一致しない工事を優先させる場合があること、また、自社の受注に有利な工法を前提に設計するなど競争性が確保されない場合があることなどから、公共工事では「設計と施工を分離」することが原則となっている。 ただし、施工技術の開発が著しい工事で、個々の業者が有する設計・施工技術を一括して活用することが適当な工事等については、「設計・施工分離の原則」の例外として、設計・施工技術の一体的活用を行う方式について具体の工事で試行しながら導入の検討を行っている。 特に、舗装工事においては、平成10年度以降に20件以上の工事で設計・施工の一体的活用を図る性能規定方式の試行を実施している。また、国土交通省及び公共工事实施省庁において平成12年度に外部検討委員会を設置したところであり、試行結果を踏まえつつ導入に向けての検討を実施し、平成12年度中に報告を頂く予定である。			
⑩担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先：03-5253-8220)、会計課、地方課、公共事業調査室、総合政策局建設業課		

①分 野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	②意見・要望提出者	米国
③項 目	建設省及び運輸省における公共事業入札に係る談合の防止		
④意見・要望等の内容	建設省及び運輸省は、公共事業の入札に対する全ての参加者について、入札価格について話し合い、あるいは他の参加者と入札に関して情報交換をしていないことを示す証書の提出を義務づけるための談合禁止行政プログラムを導入すべきである。そのようなプログラムには、偽りの証書に対しては適切な法的処罰あるいは行政処罰（指名の停止等）を課すべき規定が盛り込まれるべきである。		
⑤関係法令	なし	⑥共管	なし
⑦制度の概要	国土交通省における競争入札においては、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省厚発第5号）第4条の3及び「競争契約入札者心得について」（平成2年3月26日付け官会第439号）第5条により、①「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為の禁止 ②他の入札参加者との入札価格及び入札意思についての話し合いの禁止 ③落札者決定前の、他の入札参加者への入札価格の意図的な開示の禁止を定めており、これらの規定に違反した場合は指名停止の措置を行っているところである。		
⑧計画等における記載	なし		
⑨状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期：平成11年6月）		
（説明） 平成9年4月の日米首脳会談において両首脳間で合意された、規制緩和に関する「強化されたイニシアティブ」の2年目の成果を取りまとめた「第2回共同現状報告書」が平成11年5月に公表されたが、同報告書中に、旧建設省の通達「競争契約入札心得について」中の公正な入札の確保に関する規定をより明確化する旨が盛り込まれた。 このため、旧建設省としては、同報告書の趣旨を踏まえ、発注者としての禁止事項及び措置対象事項をより明確化する観点から、平成11年6月3日付けで「競争契約入札心得について」の改正を行い、公共事業に係る入札のより適切な執行を図ったところである（⑦参照）。 また、旧運輸省においても、同様に、平成11年6月4日付けで「競争契約入札者心得について」の改正を行った（⑦参照）。			
⑩担当局課室名	大臣官房地方課（連絡先：03-5253-8208）、技術調査課、会計課		

①分 野	2. 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	②意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
③項 目	建設CALSの書式・方式の標準化とネットワークの活用			
④意見・要望 等の内容	建設省を中心として建設CALSが試行され、2004年の本格運用に向け整備が進んでいるが、地方公共団体を含めた標準化がどの程度追隨されているのか懸念している。地方公共団体を含む省庁別の公共工事における各種書類の標準化の実施と共通化及びネットワークの活用を可能にしてほしい。			
⑤関係法令	なし		⑥共管	なし
⑦制度の概要	国土交通省では、公共事業の調査・計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面や書類、写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報の交換・共有できる環境を創出するCALS/ECの構築に向けて取り組んでおり、直轄事業については2004年度までにCALS/ECを実現することを目標としている。			
⑧計画等における記載	なし			
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 (実施(予定)時期：) ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他			
(説明) 関係者間での情報交換・共有を可能にするためには、各種情報(図面フォーマット、コード類、帳票等)の標準化を推進する必要があることから、「建設情報標準化委員会」(委員長：中村英夫武蔵工業大学教授、事務局：(財)日本建設情報総合センター)を設置し、他省庁、自治体とも連携をはかりながら標準化に向けた検討を進めているところである。 具体的には、以下の4つの小委員会を設置し、検討を行っている。 ・コード小委員会 ・電子地図／建設情報連携小委員会 ・成果品電子化検討小委員会 ・CADデータ交換標準小委員会				
⑩担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先：03-5253-8220)			

①分 野	2. 住宅・土地・公共工事 (5)公共工事	②意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会
③項 目	公共工事における現場写真のデジタル化		
④意見・要望 等の内容	デジタル写真の採用を全面的に認める。		
⑤関係法令			⑥共管
⑦制度の概要	工事現場において受注者が発注者に提出する関係書類の中には工事写真が含まれる。直轄工事における工事写真は「写真管理基準（案）」に基づき作成・提出される。		
⑧計画等における記載			
⑨状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期： ）		
（説明） 上記「写真管理基準（案）」は平成9年9月に改定を行い、建設省（及び北海道開発局）直轄工事において電子媒体での提出を認めた。その他の直轄工事についても順次電子媒体での提出を認めているところ。			
⑩担当局課室名	大臣官房技術調査課（連絡先：03-5253-8221）、公共事業調査室		

①分 野	2. 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	②意見・要望提出者	個人
③項 目	公共事業における電子入札の導入		
④意見・要望 等の内容	・物品に関しては既にインターネットによるシステムが研究されているのに、公共事業は除かれているのはどうしても理解できません。必要な公共事業まで「悪」と見られるのは、入札＝談合であることが否定できないからです。 ・ホームページによる一般公募とインターネット上での入札方法が、入札談合を無力にする唯一の方法。地方公共団体に I T 革命を推進するための起爆剤となる。		
⑤関係法令	会計法、予算決算及び会計令	⑥共管	
⑦制度の概要	一般競争入札に付そうとするときには、官報等により公告を行い、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札を行っている。		
⑧計画等における記載	なし		
⑨状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期：13～16年度に対象を拡大)		
(説明) 国土交通省では、インターネットによる電子入札と合わせて、発注見通しや入札・契約に係る情報をインターネット上で一元的に入手可能となるシステムの整備を進めている。 インターネットを活用した電子入札の効果として、 ①ペーパーレス化等による入札手続の簡素化 ②業務の自動化 ③情報の容易な入手 ④上記に伴う建設コストの縮減 等が期待されている。 国土交通省直轄工事においては、今年度中にシステム整備を終え、平成13年10月から一部の工事に電子入札を導入し、平成16年度には全ての工事に電子入札を拡大する方針。また、発注見通しや入札・契約に係る情報のインターネット提供は平成13年4月から順次導入する予定。 なお、各発注者ごとに異なる電子入札方式が混在することは、入札参加者にとって不都合な面が多いため、国土交通省においては、公共工事に関連する各省庁と情報交換等密接な連携・調整を図るとともに、各地方公共団体に対して技術支援を行うこととしており、これらの措置を通じて、できるだけ早期に公共工事全体への電子入札の普及を推進する予定。 また、現在、国土交通省では平成13・14年度一般競争(指名競争)資格審査を実施しているところである。資格審査は、公共工事を受注するにふさわしい優良業者を選定すべく実施するもので、いわば入札参加の前段といえる。受付の方法としては、従来よりある文書持参方式・文書郵送方式のほかに、平成11・12年度受付より、インターネットによる一元的な受付を実施している。			
⑩担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先：03-5253-8220)、地方課、公共事業調査室		

①分 野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	②意見・要望提出者	規制改革委員会
③項 目	パブリック・インボルブメントの活用		
④意見・要望等の内容	・国の各公共事業部局は、従前における取組も踏まえ、それぞれの事業の計画策定手続きにおけるパブリック・インボルブメントのあり方を検討し、直轄事業について早急にモデル的に導入を進めるべきである。 ・また、こうした検討やモデル事業の状況を踏まえ、一定の成案を得た段階で、その検討結果を地方公共団体に提示し、あるいは、取組事例を取りまとめ・発表する等、地方公共団体におけるパブリック・インボルブメントの導入を支援すべきである。		
⑤関係法令	河川法	⑥共管	
⑦制度の概要	・河川事業においては、河川法に基づく河川整備計画について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映することとしている。		
⑧計画等における記載	規制改革委員会の見解(H12.12) ④意見・要望等の内容と同様の記述		
⑨状 況	■措置済・措置予定 (実施(予定)時期：) □検討中 □措置困難 □その他		
(説明) 河川事業においては、平成9年の河川法改正により河川整備計画の策定の際に地域住民等の意見を反映させる手続きを導入したところである。これを受け、平成12年11月の大野川河川整備計画の策定をはじめとして、河川の整備計画を策定するに当たって、地域住民や有識者の意見を聴くために様々な取組を行っている。また、これらの取組を事例集等として、とりまとめる予定である。 また、直轄道路事業においては、平成9年度よりパブリック・インボルブメント(P I)の試行を行っているところである。その結果を踏まえつつ、P Iを実施する上での基本的理念を示した「P I実施指針(案)」、具体的な実施手法を具体事例を交えて紹介した「P Iマニュアル(案)」をとりまとめる予定である。 国営公園事業においては、平成9年度よりパブリック・インボルブメント(P I)の試行を行っているところである。その結果を踏まえつつ、P Iをより一層推進することとしている。			
⑩担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先：03-5253-8218)、河川局河川計画課、道路局国道課、都市・地域整備局公園緑地課		